

**慌てて剥がしたら、
それで済むのか！？
人権侵害-労災ポスター！！**

3月22日、大阪第一運輸所の労災防止推進コーナーから、モザイク無しの顔写真付きポスター2枚が突如撤去されました！！

3月21日、東海労組合員が、労災防止委員会のあるメンバーに「モザイクとか目隠したらどうや？」と指摘をした事により22日の朝に剥がされたようです。

人権侵害にあたる労災ポスターだと気づき直ちに撤去した事は適切な対処です。しかし、剥がしたからといって済む問題ではありません。

昨今、SNSに投稿される肖像権問題では、名誉毀損で刑事事件としても取扱われる事例があります。

今回、掲出したのは委員会ですが、ポスターを貼るには会社・担当管理者の許可が必要であり、会社ぐるみの人権侵害といえます。

会社はあやまちを繰り返さない為にも、人権侵害を認め当該者に謝罪し、労災防止推進コーナーに反省・謝罪文を掲出すべきです！！